

輸入貨物の課税価格
(現実支払価格 (A) + 加算要素 (B))

(A) 現実支払価格

現実支払価格とは、輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）をいいます、詳細は下記の表で事例と共に紹介します！



(1) 仕入書価格

(2) 仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素

次のような別払金、債務の弁済又は相殺があり、仕入書価格に含まれていないときは、これらの別払等は、現実支払価格の一部を構成するので、この場合の現実支払価格は、仕入書価格に別払金等を加えた価格である。

イ 仕入書価格のほか、輸入貨物の価格の一部の別払金がある場合

事例 売手に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発費用



ロ 輸入貨物の売手が第三者に対して負っている債務を買手が弁済することを考慮して仕入書価格が設定されている場合

ハ 輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務との相殺を考慮して仕入書価格が設定されている場合

事例 不良品による損害の求償額と貨物代金との相殺

(3) 控除すべき費用等

仕入書価格にその額が明らかな次のような現実支払価格を構成しない要素が含まれている場合には、控除する。

イ 課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他運送関連費用

事例 売手に支払う輸入通関諸費用等



ハ 本邦で課される関税その他の公課

事例 DDP条件により輸入する貨物の課税価格

ニ 輸入取引に係る延払金利

事例 売手に支払う延払金利

(4) 価格調整条項付契約により調整される仕入書価格

価格調整条項付契約による輸入取引において仕入書価格が調整される場合には、調整後の価格が現実支払価格となる。

事例 輸入取引に係る価格調整条項の適用により発生する調整金